

カトリック大和郡山教会小教区評議会規約

第1条 (名称)

本会は「カトリック大和郡山教会小教区評議会」と称する(以下本会)という。

第2条 (目的)

カトリック大和郡山教会(以下単に教会という)がカトリックの普遍教会、および京都教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、また奈良ブロック協議会で決定された宣教司牧計画に基づき福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行なうための調整や審議と諮問機関の役割を果たすことを目的とする。

第3条 (主宰)

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック司祭団が主宰する。場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第4条 (評議員)

本会は次の評議員によって横成される。

- (1) 本規約第9条に規定される信徒の代表として選出された「役員」3名以上
- (2) 本規約第10条に規定される各部会の代表者
- (3) 本規約第11条に規定される地区連絡会の代表者
- (4) その他担当司祭団が必要と認めたグループの代表者

第2項 評議員は本規約第5条によって開催される会議に出席する。

第5条 (評議会の開催)

本会は担当司祭団の招集によって、原則として奇数月に会議を開催する。また担当司祭団が必要と認めたときには臨時に会議を開催できるものとする。
尚、本会の審議・決定事項を記録するため、書記1名を置くものとする。

第6条 (審議事項)

本会は教会の運営活動全般に関わる以下の事柄について審議し、決定する。

- (1) 教会の共同宣教司牧に関する基本方針(短期・長期)の作成
- (2) 共同宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- (3) 年度収支予算と決算の承認および予算外の支出の承認
- (4) 役員等の選任
- (5) 奈良ブロック協議会から審議・検討を要請された事項
- (6) 各部会、地区連絡会等から提案された事項
- (7) 各部会、任意団体等の設置や改変に関する事項
- (8) 本規約の改正に関する事項

(9) その他教会運営に関わる重要事項

第7条(審議決定と承認)

本会は出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出すものとする。但し話し合いにより結論が出ない場合は、出席者の過半数の同意により決議、できるものとする。決定事項は担当司祭団の承潔を経て、実行されるものとする。

第8条(決定事項の広報)

本会による決定事項は広報部により教会機関紙「でめきん」等の媒体を通じ、全信徒に広報する。

第9条(役員の仕事と選任並びに任期)

第1項(職務)

第4条(1)の役員は担当司祭団と共に教会における「共同宣教司牧」のチームとなつて、教会全体の運営について調整を行い、以下に述べる職務を行なう。

(1)本会の会合の準備、議事運営と教会全体の運営の調整を行なう。また担当司祭団の指名により本会の議長を務める。

(2)教会代表として奈良ブロック協議会に出席する。

第2項(役員を選任)

役員は、教会に在籍する20歳以上の信徒のなかより担当司祭団により推薦され、本会により決議、承認された信徒が担当司祭団から任命される。

第3項(任期)

役員の仕事は原則2年とし、再任も可能とする。

第10条(部会)

第1項(活動部会)

活動部会とは本会において審議決定された方針に沿って企画・執行する機関であり、教会の名において公的に行なう教会諸事業遂行のため設けられる会をいい、次の部会を設ける。

各部会の業務分掌は別に定めて公示する。

- (1) 教育部
- (2) 典礼部
- (3) 広報部
- (4) 施設管理部
- (5) 財務部
- (6) 行本部
- (7) 社会活動部
- (8) 奉仕活動部

(9) 国際協力部

第2項(部会員)

信徒全員は「共同宣教司牧」の精神に基づき教会宣教活動に参加するため、いずれかの部会に所属するものとする。但し信徒各自の事情(病気等)により活動部会に所属できない信徒は、各自が与えられたタレントと力によって教会に奉仕することも一つの方法とする。

尚、財務部員に関しては業務の性格上、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が任命するものとする。

第3項(部会長)

各部会は責任代表者として、部会長1名および可能であれば副部会長1名を置く。部会長及び副部会長は各部会会員の互選により選出され、担当司祭団の任命を受ける。

第4項(部会長等の任期)

部会長および副部会長の任期は1年とする。但し再任も可能とする。

第5項(部会長の職務)

(1)各部会の部会長は所属部会の代表として本会が開催する会合には必ず出席しなければならない。万一部会長が出席できない場合は副部会長もしくは部会のメンバーが代理出席するものとする。

(2)各部会の部会長は本会で決定した事項を部会として執行する責任を負う。

(3)各部会の部会長は所属部会の運営と所属する活動グループの活動内容の把握と調整を行なう。

第11条(地区)

信徒が地域的連帯感のもとに親睦と相互扶助を図り、日常生活における信徒の宣教活動を支援し、また教会内の奉仕活動の一端を共同で担うために別に定める地区チームを設置し、各信徒はその居住地ごとにその地区チームに所属する。

第2項(地区の活動・奉仕内容)

地区内の広報および連絡、冠婚葬祭の手伝い、教会内設備の清掃、主日・祝日のミサ当番、祈り・分ち合い等の開催、地区内信徒の状況把握。

第3項(地区連絡会)

各地区は地区代表として地区委員を1名選出する。各地区委員をもって地区連絡会を組織し、定例的に会合を開き各地区の意見・要望等の集約や本会の審議事項・決定事項の連絡等を行なう。

第4項(地区連絡会代表)

地区委員の互選により地区連絡会代表を1名選出する。代表は本会に出席する。地区委員および地区連絡会代表の任期は1年とする。

第12条(任意団体)

任意団体とは、共同宣教司牧推進のために、信徒の自発的参加により設けられる団

体であり、その設立解散は本会の承認を必要とする。

第2項(設立)

任意団体を設立する場合は、本会に団体名と代表者、設立主旨、目的、運営方法等を書面にて申請し審議を受ける。

第3項(運営)

信徒の任意団体への参加は各信徒の自由な意思で行なわれ、またその運営は各任意団体に任される。但し、その活動・運営は教会内の秩序、信徒の一致を目指すように行なわれなければならない。

第4項(本会への出席)

本会が団体への出席を要請した場合は、代表者を出席させる。

第5項(解散)

団体が解散する場合は、その理由を付して解散届けを提出する。尚、団体の活動が設立当初の主旨等に反すると本会が判断した場合も団体を解散させることができるものとする。

第13条

経常支出、財務支出とも予算外の支出については評議会の承認を必要とする。

第14条(会計監査)

小教区会計を監査するため、会計監査を司祭団の指名により2名置くものとする。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日発効 2008年1月1日

本規約改正の教区司教の認可 2013年12月20日 発効 2014年1月1日

十ハツに 天塚喜直

